

令和7年3月3日
電力・ガス取引監視等委員会

糸魚川市に対する業務改善勧告を行いました

電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、糸魚川市に対して、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく業務改善勧告を行いました。

1. 業務改善勧告の実施

今般、ガス小売事業者である糸魚川市が、平成29年4月のガス小売自由化以降、現在に至るまでの間に締結した62,736件の小売供給契約について、供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付を行っていなかったことを確認しました。また、62,984件の小売供給契約については、契約締結後交付書面を交付していませんでした。

このため、当委員会は、本件について、ガスの適正な取引の確保を図るため、糸魚川市に対し、業務改善勧告を行いました。

2. 業務改善勧告の内容

- ①糸魚川市は、今後、ガス小売事業の運営における小売供給契約の締結に関し、ガス事業法第14条第1項に定める供給条件の説明義務違反並びに同法第14条第2項及び第15条第1項の書面の不交付が発生しないよう、ガス事業に係る体制の整備、職員等に対する必要な教育を含む必要な措置を講ずること。
- ②糸魚川市は、ガス事業法第14条第1項、第2項及び第15条第1項の違反に係る契約の対象となった需要家（現在契約を締結している需要家に限る。）に対し、ガス事業法第14条第1項に定める供給条件の説明並びに同法第14条第2項及び第15条第1項の書面の交付を確実に行うこと。
- ③糸魚川市は、前記①に基づいて講じた措置の内容を、自市の職員等に周知し、法令遵守を徹底すること。
- ④糸魚川市は、前記①、②及び③に基づいて講じた措置等について、令和7年4月3日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

[業務改善勧告の詳細について](#)

（本発表資料のお問合せ先）

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、上木原、野崎
電話：03-3501-1552（直通）